

要介護認定を受けたまたは 所定の要介護状態になった場合

介護保障特約016の場合



お支払い
できる場合

公的介護保険制度に基づく要介護3の 認定を受けた場合

▶公的介護保険制度に基づく要介護2以上に認定されているため、介護保障保険金をお支払いします。



お支払い
できる場合

常時寝たきりで、衣服着脱や入浴、食物の摂取が 自分ではできず、他人の介護を要する状態が 180日以上継続した場合

▶約款に定める所定の要介護状態に該当するため、介護保障保険金をお支払いします。



お支払い
できない場合

入浴や食物摂取は自分でできるが、掃除などの日常生活の 一部に支援が必要で、公的介護保険制度に 基づく要支援2の認定を受けた場合

▶公的介護保険制度に基づく要介護2以上の状態、または約款に定める所定の要介護状態に該当しないため、介護保障保険金をお支払いできません。

解説

- 介護保障特約016では公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けたとき、または約款で定める所定の要介護状態になられたときに介護保障保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態の詳細は約款をご確認ください。



- 「段階給付型介護保障特約016」や「介護生活サポート年金特約016」など、ご加入の時期や特約によってお支払いの要件が異なりますので、詳しくは約款をご確認ください。

要介護認定を受けたまたは所定の要介護状態になった場合